



ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。

「ボランティア活動保険」の事故報告や保険金の請求・お支払いに関するQ&A



全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」は、全国約200万人の多くのボランティアの皆さまに加入いただき、万一の事故が起こった場合には、安心の補償をお届けしています。そこで今回は、事故が起こった場合の事故報告や保険金の請求・お支払いに関して、日頃皆さまからよくお問い合わせいただくご質問についてお答えします。

「事故報告」について

Q1 ボランティア活動中にケガをして治療のため現在通院していますが、ボランティア活動保険の必要な手続きを教えてください？

A1 すみやかに加入された社会福祉協議会へ事故の報告をしてください。社会福祉協議会より保険会社へ事故報告のうえ、保険会社の事故担当者より、その後の保険金請求手続き等についてご案内します。

Q2 ケガの場合、事故報告はどのような内容を報告するのですか？

A2 ケガをされた「日時」、「場所」、「氏名・住所・電話番号」、「事故の状況」、「ケガの部位・程度」、「病院名・電話番号」などを報告してください。5W1Hの要領です。

Q3 事故報告でその他に注意することはありますか？

A3 事故発生日から30日以内に保険会社へ事故報告いただけない場合、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

「保険金の請求・お支払い」について

Q4 保険金はいつ請求すればよいのでしょうか？

A4 例えば、ケガで入院や通院された場合であれば、治療が完了された時、または事故日から180日を経過した時のいずれか早い時点となります。保険会社から予め送付された保険金請求書類に必要事項を記入のうえ提出(送付)してください。

Q5 ケガで通院治療しましたが、治療費が3万円かかりました。保険で支払ってもらえますか？

A5 ボランティア活動保険は治療実費をお支払いするものではありません。例えば通院された場合であれば、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。
通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故発生日から180日以内の90日限度)

Q6 保険金の請求に時効はありますか？

A6 はい、保険金請求権の消滅時効は、保険事故発生日より3年間となりますので、ご注意ください。万一、請求を忘れていた場合は、速やかに保険金請求のお手続きをしてください。

■上記は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

<取扱代理店>株式会社福祉保険サービス 東京都千代田区豊が関3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763 (受付時間:平日9:00~17:00)
<引受保険会社>損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部第二課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154 (受付時間:平日9:00~17:00)

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp>